

各県立学校長 様

教 育 長

教職員の服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保については、これまでも教職員に対し、機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、近年、ハラスメントを含めた教職員の不祥事が相次ぐという危機的状況となっています。

こうしたことから、本年4月12日には、不祥事根絶に向け、各学校に不祥事防止委員会を設置することなどを定めた「教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について」を策定したところです。

しかしながら、その後も、給食費の不適切な取扱い等により公立学校職員が懲戒処分となる事案が発生しているほか、先日、公立高等学校教員が、未成年の者にみだらな行為をしたとして逮捕されるなど、不祥事が多発しています。

これらの行為は、本県教育に対する県民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、一部の教職員の意識は極めて低いと言わざるを得ません。

私たち公務員は、常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動しなければなりません。特に教育公務員は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、児童生徒の模範となる行動を示す立場にあることから、より高い倫理観が求められており、自らの使命と職責を自覚し、服務規律の厳正な確保に努める必要があります。

そのためには、すべての教職員一人一人が、これまでに発生した不祥事を決して他人事とせず、自分たちの課題として真摯に受け止め、校内研修等を実施して各職場で共通認識の一層の定着を図るなど、不祥事の根絶に向けた取組を徹底して行っていくことが不可欠です。

つきましては、夏季休業の時期に当たり、別記の事項を踏まえ、貴校の教職員に対する指導を一層徹底し、不祥事の未然防止と教職員の服務規律の確保について、厳正を期してください。

また、管理職員が出張等により不在となる場合は、期間及び連絡先を明確にするなど、緊急時に迅速かつ適切に対応できる危機管理体制を整えてください。

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

教職員の服務規律の確保について（通知）

日ごろから、学校教育の振興に尽力されるとともに、適正な学校管理について配慮されるなど管内教職員への指導を行っていただき、誠にありがとうございます。

教職員の服務規律の確保については、これまでも教職員に対し、機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、近年、ハラスメントを含めた教職員の不祥事が相次ぐという危機的状況となっています。

こうしたことから、本年4月12日には、不祥事根絶に向け、各学校に不祥事防止委員会を設置することなどを定めた「教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について」を策定したところです。

しかしながら、その後も、給食費の不適切な取扱い等により公立学校職員が懲戒処分となる事案が発生しているほか、先日、公立高等学校教員が、未成年の者にみだらな行為をしたとして逮捕されるなど、不祥事が多発しています。これらの行為は、本県教育に対する県民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、一部の教職員の意識は極めて低いと言わざるを得ません。

私たち公務員は、常に自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動しなければならないことはいふまでもなく、特に教育公務員は、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えるだけでなく、児童生徒の模範となる行動を示す立場にあることから、より高い倫理観が求められており、自らの使命と職責を自覚し、服務規律の厳正な確保に努めなければなりません。

そのためには、すべての教職員一人一人が、これまでに発生した不祥事を決して他人事とせず、自分たちの課題として真摯に受け止め、校内研修等を実施して各職場で共通認識の一層の定着を図るなど、不祥事の根絶に向けた取組を徹底して行っていくことが必要不可欠です。

つきましては、夏季休業の時期に当たり、別記の事項を踏まえ、貴管内の教職員に対する指導を一層徹底し、不祥事の未然防止と教職員の服務規律の確保について、厳正を期していただきますようお願い申し上げます。

また、別記の事項の内容について、貴管内の教職員にも十分に周知していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

さらに、管理職員が出張等により不在となる場合は、期間及び連絡先を明確にするなど、緊急時に迅速かつ適切に対応できる危機管理体制を整えておくようご指導ください。

注 意 事 項

1 教育公務員として節度ある行動をとること

- 教職員一人が行った行為でも、学校はもとより教育行政全体に対する県民の皆様の信頼を大きく損ない、不信感を募らせることになる。そのことを深く自覚し、私たち一人一人が教育に携わる者として、強い使命感と責任感を持って行動すること。
- 教職員は、高い倫理性を有することが求められており、県民の誤解や批判を受けることのないように努め、信頼される学校づくりに取り組むこと。また、不祥事の防止に努めるとともに、服務規律の向上を図ること。

- ・ 高知県職員倫理条例の趣旨を踏まえ、公私のけじめをつけ、贈答品の授受、職務上の利害関係を有する団体、個人の間での自己の費用を負担しない会食や遊戯等は厳に慎むこと。
- ・ 教職員は、定められた出退勤時間を厳守し、勤務時間内には職務に専念し、当該業務に関しない行為を慎むこと。夏季休業期間中に出退勤時間を変更する場合は、「夏の勤務セレクト」を活用し、職務の専念の義務の免除の特例に該当する場合には、学校長の承認を得たうえで、県民の皆様の不信感を招くことがないように、学校において適正な運用に努めること。
- ・ 健全な私生活の保持に努め、自己を厳しく律し、教育に携わる者としての社会的信用の保持に努めること。特に、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）及び虐待等、他者の人権を傷つける行為については、絶対に行わないこと。
- ・ 管理職員は、日ごろから一人一人の職員に心を配り、その声に耳を傾け、また、積極的に声掛けを行うなど、職員との意思疎通を十分に図り、職員一人一人の健康状態や勤務状況を把握すること。そうすることによって、職員相互の信頼関係を確保した明るい職場づくりや、悩みや課題を抱えた職員が上司や職場の仲間に気軽に相談できる風通しの良い職場づくり、職場の目標や課題の解決に向けて職員全員が助け合い・支え合う職場づくりを一層推進すること。また、職員も、そういった職場づくりに積極的に参加すること。

2 交通安全の徹底について

- 日ごろから、交通安全に関する職場研修を実施するなどの交通安全意識の高揚と交通事故防止に努めること。無免許運転、飲酒運転、スピード違反の交通三悪をはじめとする交通違反を行わないよう定期的に職場全体で意識共有すること。

- ・ 高速運転は、重大事故につながる危険性が高い行為であり、一般道路・高速道路を問わず、制限速度を厳守し、安全運転に努めること。
- ・ 飲酒運転については、全国的に飲酒運転による交通事故が続発しており、その防止について所属職員に特に徹底を図り、飲酒運転の追放に万全を期すること。
飲酒することが想定される場合には、自家用車等の利用は絶対に避け、公共交通機関等を利用すること。
また、飲酒した場合、10数時間はアルコールの影響を受けるとも言われており、飲酒の当日及び翌日における運転についても、厳重に注意すること。
- ・ 飲酒運転と知りながら、酒を勧めたり、酌をしたり、車に同乗するなど、飲酒運転を容認、または放置する行為についても、ほう助犯として罰せられ、懲戒処分の対象となるので、酒を飲む場合、特に職員間で飲酒する場合には、お互いが声掛けをするなど、周囲が連帯意識を持って、飲酒運転の防止に取り組むこと。
- ・ 公私を問わず、自家用車等を利用する際には、常に県民の模範となる正しい運転を心がけ、交通事故の防止に努めるとともに、事故発生の場合は速やか、かつ誠実な対応をすること。

- ・ 自転車を利用する場合においても、道路交通法の改正を踏まえ、乗車用ヘルメットの着用に努めるとともに、無灯火、傘差し、携帯電話等のながら運転、酒気帯び運転など法令に違反する行為をしないこと。

3 個人情報、学校施設等の管理について

○ 危機管理には日ごろから十分注意し、個人情報の適正管理及び緊急時・災害時等の対応を話し合い、対応マニュアルを徹底するなど、校内での役割分担を決め、教職員全体の意思統一を図っておくこと。

- ・ 個人情報保護法の趣旨を踏まえ、学校における個人情報に関する書類及び電子媒体（特にUSBメモリやメモリーカード）の管理（書類等の発送を含む）を厳格に行うこと。
許可を得て個人情報に係る書類等を持ち出す場合には、常に自身が保持し、車内に放置するなど盗難の危険のある取扱いは、絶対に行わないこと。また、個人情報インターネット上に流出することがないように、電子媒体での情報管理には特に注意すること。
- ・ 個人の責任において開設しているホームページやブログ等であっても、その掲載内容によっては、教育公務員としての守秘義務違反や信用失墜行為となる場合があることに十分留意するとともに、学校や同僚・児童生徒の個人が特定される情報等を掲載する場合には、必ず事前に学校長や本人、保護者から承諾を得るなど適切な手続をとること。
- ・ 学校内において、個人の活動や所属する団体に関する勧誘に係る配布物等を不特定の教職員に配布しようとする場合には、学校内での配布物として適切な内容か検討したうえで、学校長の承認を得て実施すること。また、学校外の第三者から勧誘や営業に係る配布を依頼された場合においても、同様とする。
- ・ 酒席の場等において、児童・生徒やその家庭の情報等、職務上知り得た情報を話題にして、県民からの不信を招くことのないよう、守秘義務に留意すること。
- ・ 夏季休業期間中の学校施設等の管理については、出入り口等の施錠、重要書類及び公印の保管等に十分に注意し、火災や盗難の防止に万全を期すること。特に、学校内には、日ごろから私的な現金や貴重品を置かないこと。

4 その他

- ・ 夏季休業期間中の教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づく研修については、県民の皆様への不信感を招くことがないように、適正な運用に配慮すること。
- ・ 夏季休業期間中の部活動指導についても、児童生徒の安全と健康に十分配慮し適正な指導に努めること。特に、児童生徒の引率による大会や遠征、合宿中の飲酒は厳に慎むこと。
- ・ SNSや電子メール等の通信端末機を利用した教職員と児童生徒や保護者との私的なやり取りは行わないこと。
生徒指導や部活動等に関して、やむを得ず児童生徒や各家庭等とSNSや電子メール等を通じてやり取りを行う場合には、事前に学校長に許可を得るとともに、児童生徒とのやり取りの場合は保護者にも承諾を得ること。また、複数の教職員での対応を心がけること。さらに、やり取りの内容について、必ず学校長に報告を行うなど、各学校の実情に応じた適切な情報共有のシステムを構築すること。
- ・ 夏季休業期間中に営利企業等に新たに従事しようとするときは、決められた手続を事前に行うこと。
- ・ 「今、職場が変わるとき」（平成19年9月不祥事対策研究会のまとめ）、「信頼される学校づくりのために－不祥事防止に向けて－（第二次改訂版）」（平成25年4月）及び「教職員不祥事根絶ポータルサイト」を活用するなどして、職員全員が教育に携わる者としての自覚と責任を再確認し、県民の皆様の模範となる態度と行動で夏季休業を迎えるよう確固たる意識をもつこと。